**第11回ＤＰＩ障害者政策討論集会　開催要綱**

総括所見を活用し、条約の国内実施を進めよう！

◆日時：12月3日（土）13時－18時30分、12月4日（日）10時－16時40分

◆開催方法：ZOOM Webinar

◆参加費：無料

◇主催：認定ＮＰＯ法人ＤＰＩ日本会議  
◇後援：日本労働組合総連合会、日本教職員組合、特定非営利活動法人　難民を助ける会（AAR Japan）

◇後援、助成：全日本自治団体労働組合、東京都労働組合連合会、日本放送労働組合、自治労東京都本部、

全日本水道労働組合、全水道東京水道労働組合、全国労働組合連絡協議会、自治労都庁職員労働組合、

東京交通労働組合、東京清掃労働組合、宗教法人真如苑、株式会社土屋

■■ プログラム（案）■■

※敬称略、順不同

**12月3日（土）13時－18時30分**

13時－13時15分

・開会式、主催者挨拶、来賓挨拶

13時15分－15時

■全体会

8月22日-23日にスイスのジュネーブで、障害者権利条約批准後初となる日本の建設的対話（審査）が開かれ、日本から約100名もの障害当事者、関係者が現地に赴き、傍聴及びロビー活動を行った。こうした日本の障害当事者や関係者の積極的な取り組みにより、9月9日に権利委員会から日本政府へ提出された総括所見（勧告）には、分離教育の中止や精神科病院への強制入院を可能にしている法律の廃止を求めるなど、日本の課題を的確に指摘した内容となっている。

全体会では、障害者権利委員会副委員長で日本の国別担当者として総括所見作成に大きくかかわっていたキム・ミヨンさんをお招きし、総括所見の内容や今後の国内実施を進めていくための取り組みについて、また、総括所見と同日に公表された脱施設化ガイドラインについてもお話を伺う。

後半では、建設的対話に現地で参加したDPIメンバーを中心に、ロビー活動等の現地の様子や、総括所見のポイントについてお話しいただき、総括所見を活用した今後の運動展開についても議論を深める。

13時15分－14時15分　第1部　「差別解消法見直し」基本方針の改訂

報告：キム・ミヨン（国連障害者権利委員会副委員長）

14時15分-14時25分　休憩

14時25分－14時45分　「ジュネーブ概要報告」

　報告：曽田夏記（DPI特別常任委員）、降幡 博亮（DPI常任委員）

14時45分-15時25分　「総括所見のポイント」

　報告：尾上浩二（DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー）、崔　栄繁（DPI議長補佐）

15時25分-15時35分　休憩

15時35分-15時55分　「ロビー活動報告」

　報告：岡本直樹（DPI常任委員、CILふちゅう）、川端舞（つくば自立生活センターほにゃら）他

15時55分　「今後の運動」

　尾上浩二（DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー）、佐藤聡（DPI事務局長）、崔　栄繁（DPI議長補佐）

　コメンテーター：キム・ミヨン（国連障害者権利委員会副委員長）

16時30分　終了

16時30分-16時45分　休憩

16時45分-18時30分

■権利擁護分科会「精神科病院の『中』の声から人権を考え、何ができるか考える」

日本には精神科病床が33.8万床あり、これは世界の精神科病床の20パーセントにあたる。平均在院日数も全ての診療科の平均在院日数は29.1日だが、精神科の平均在院日数は285日である。今もまだ年単位で入院を強いられる精神障害者が数多く、病院の『中』に留め置かれている。その多くが、強制入院を強いられたり、身体拘束を受けさせられたりするなど、何重にもわたる深刻な人権侵害を受け続けている。

国連障害者権利条約の勧告は、日本の精神医療の深刻な立ち遅れについて、早急な改善を強く求めている。今回の分科会は、このような人権被害に遭った精神障害者の声を聞き、いったいどのようなことが病院の中で起こっているのかを知り、私たちに何ができるかを考える機会としたい。

○報告者（予定）

・有我譲慶（認定NPO法人大阪精神医療人権センター理事・看護師）「人としての尊厳が守られ、安心してかかれる精神保健の実現にむけて」として、様々な情報や取り組みをYouTube等で発信し続けている。

・社会的入院の体験者・依頼中

・強制入院の体験者・小田原孝（大精連ぼちぼちクラブ）・依頼中

・身体拘束の体験者・大橋聖子（大精連ぼちぼちクラブ）・依頼中

コーディネーター：加藤眞規子（精神障害者ピアサポートセンターこらーる・たいとう）

**12月4日（日）10時－16時40分**

10時－11時45分

■国際協力分科会「総括所見の国別インパクト　ー　勧告をどう受け止め、どう実践したか」

障害者権利員会は、締約国からCRPDの実施に関し2年に一度報告を受け取ることになっている。報告を読んだ委員会からの質問や建設的対話を経て出された総括所にいかに対応したか他国の例を検討し、今後の日本での参考とする。

○報告者

＜アジア＞

・韓国（2014年）　崔栄繁（DPI日本会議）

・タイ（2016年）　Arunee Limmanee（ラチャスダ大学）

・ネパール（2018年）　Anjana K C（ポカラ自立生活センター）

・モンゴル（2015年）　Chuluunaa Andrakhbayar（ユニバーサル・プログレス自立生活センター理事）

＜南米＞

・コスタリカ（2014年）　井上武史（メインストリーム協会）

＜アフリカ＞

・交渉中　ビデオ出演

＜まとめ、総括コメント＞

・東 俊裕（熊本学園大学、国連障害者権利条約アドホック委員会日本政府代表団アドバイサー）

休憩（11時45分-12時45分）

12時45分－14時30分

■障害女性分科会「6条だけではない！～障害者権利条約における複合的・交差的差別の位置づけ～」

国連障害者権利委員会では多くの委員から、障害女性への複合的・交差的差別について横断的課題として、多岐にわたる視点からの質問があった。

　そして日本政府に出された総括所見には、地域生活、教育現場、施設や病院での虐待など14の条項に渡って懸念や勧告が書き込まれ複合的・交差的差別問題は、女性条項と言われる6条の課題であることは言うまでもなく、権利条約におけるメインストリーム的課題として認識される必要があることを強く訴えるものだった。

　今回、国連障害者権利委員会副委員長のキム・ミヨン氏から担当専門官として日本への勧告における所見、ジュネーブで直接対日審査に参加した女性部会の藤原久美子常任委員、そして研究者として参加された田中恵美子氏からジュネーブでの対日審査について報告いただき、今後の私たちの取り組みについて考えていきたい。

○登壇者

・キム・ミヨン（国連障害者権利委員会副委員長）

・藤原久美子（DPI常任委員・DPI女性障害者ネットワーク代表・NPO法人CIL神戸Beすけっと）

・指定発言

・田中恵美子（東京家政大学）

14時30分-14時45分　休憩

14時45分-16時30分

■地域生活分科会「総括所見、脱施設化ガイドラインから見た改正障害者総合支援法の到達点と課題

今年の6月、社会保障審議会障害者部会において、障害者総合支援法改正法施行後３年の見直しについて（報告書）がとりまとめられた。その報告書の内容をふまえた障害者総合支援法の改正案が秋の臨時国会、または来年の通常国会で提出される見通しとなっている。

一方で8月にはスイスのジュネーブで条約批准後はじめてとなる障害者権利条約の対日審査（建設的対話）が行われ、9月には障害者権利委員会による総括所見が公表されている。また、同じタイミングで障害者権利委員会の脱施設ワーキンググループによる脱施設化ガイドラインも策定されるなど、地域移行の推進に向けた具体的かつ実効的な取り組みが求められている。

法案提出が予定されている障害者総合支援法の改正案の内容は、果たしてこうした国際的なトレンドをふまえたものになっているのだろうか。障害者権利委員会が出した総括所見や脱施設化ガイドラインからみた改正障害者総合支援法案の到達点と課題について議論を深めたい。

○登壇者（予定）

・田中　恵美子（東京家政大学）

・丹羽　彩文（全国地域生活支援ネットワーク事務局長）

・田中　正博（全国手をつなぐ育成会連合会専務理事）

＊その他、調整中

以上